令和元年１０月２５日開催

新庄市農業委員会第２９回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（令和元年１０月）議事録

１．開催日時　　令和元年１０月２５日（金）午前１０時００分

２．開催場所　　新庄農業基盤管理センター

３．出席委員（１９名）

１番　浅沼　玲子	２番　今田　則雄
３番　丹　　茂	４番　星川　吉和
５番　海藤　芳正	６番　笹　　行也
７番　鶴巻　浩美	８番　間　　真一
９番　須田　雄二	１０番　髙橋　敏行
１１番　齋藤　謙二	１２番　清水　哲夫
１３番　佐藤　啓右	１４番　下山　秀一
１５番　星川　豊	１６番　三原　康志
１７番　佐藤　喜代志	１８番　指村　貞芳
１９番　森　　良一	

４．欠席した委員（０名）

５．議事日程

日程第　１　議事録署名委員及び会議書記指名
日程第　２　議案第　１１３　号　農地法第３条の規定による許可申請について
日程第　３　議案第　１１４　号　農地法第４条許可に係る事業計画の変更申請について
日程第　４　議案第　１１５　号　農用地利用集積計画について
日程第　５　議案第　１１６　号　農用地利用配分計画案に対する意見について
日程第　６　議案第　１１７　号　非農地証明願について
日程第　７　報告第　８７　号　農地法第３条の３第１項の規定による届出について
日程第　８　報告第　８８　号　農地法第１８条第６項の規定による通知について

６．出席した事務局職員

局　長	津藤　隆浩	主　査	早坂　和弥
主　任	三宅　大輔	主　事	長南　友紀

７．総会議長

浅沼　玲子

８．会議の概要

○議長

それでは、これより令和元年度新庄市農業委員会第２９回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席方の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は１９名です。欠席通告者はありません。従いまして、現に在任する委員の出席者が過半数を上回っておりますので、農業委員会法第２７条第３項の規定により、本第２９回総会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは会長に議長をお願いいたします。

○議長

それでは議事に入ります。日程第１、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。慣例によって議長から指名させていただくことに異議ございませんか。

＜異議なしというものあり＞

○議長
　ご異議ないようですので、議事録署名委員に１０番髙橋敏行委員と１８番指村貞芳委員の両名にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の三宅大輔君と長南友紀君を指名いたします。以上で日程第１を終わります。
　次に日程第２、議案第１１３号農地法第３条の規定による許可申請についてを上程します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局
　議案第１１３号農地法第３条の規定による許可申請につきまして、新庄地区４件、萩野地区２件の合計６件ございます。議案書に基づきご提案いたします。
　（議案書を朗読し、申請内容を説明。）
　なお、農地法第３条第２項各号の審査基準には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長
　ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区１番について調査報告をお願いします。

○１５番
　議案第１１３号農地法第３条の規定による許可申請について、新庄地区１番につきまして、先般の協議会で審議された通り、また事務局説明の通りで相違ございませんので、宜しくお願い致します。

○議長
　続きまして、新庄地区２番について調査報告をお願いします。

○１５番
　１１３号の２番でございます。ただいま１番の同じように借り人が同一でございます。先般の協議会の審議、また事務局説明のとおり、相違ございませんので宜しくお願い申し上げます。

○議長
　それでは、新庄地区３番について調査報告をお願いします。

○１９番
　新庄地区３番について、ご報告申し上げます。１０月１８日、２２日に調査確認いたしました。単価は双方合意です。買い手の○○さんは○○村で家族が田んぼを作り、本人はこの農地の近くで家具を作っている方です。この農地の現状ですけど、草が生え荒れてい

る状態で、農地として購入したので、草を刈って適切に管理をしてそば等を植えるという事で検討されている事を聞いております。すぐに転用などはできないという事でまずは数年農地として管理してほしいという事と、やっぱり定期的に見回りをして、管理しなければならない状況であれば本人にまた伝えていくという事で確認しています。

○議長
　それでは、新庄地区４番について調査報告をお願いします。

○６番
　新庄地区４番につきまして、１０月２０日に調査いたしました。この農地については○○さんが前から管理していた農地でして、今後も作付するという事であります。金額の方も双方合意という事で問題ないと判断しましたので宜しくお願いします。

○議長
　それでは、萩野地区１番について調査報告をお願いします。

○３番
　萩野地区１番、１０月１８日に調査確認いたしました。経営移譲年金受給の為の同一世帯、親子間の使用貸借権の再設定でもありますので問題ないと考えます。

○議長
　それでは、萩野地区２番について調査報告をお願いします。

○３番
　萩野地区２番、１０月１８日に調査確認いたしました。この土地は山の沢地でありまして、水の便が悪くここ数年減反して何も作付けしていなかった土地であります。今回知人で借り人の○○さんは溜池を整備して、一部稲の作付けを再開したいという事であります。借賃も双方合意の上という事で、問題無いと考えます。

○議長
　はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

＜質疑なしというものあり＞

○議長
　質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第１１３号農地法第３条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜異議なしというものあり＞

○議長
　はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第１１３号農地法第３条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長
　次に日程第３、議案第１１４号農地法第４条許可に係る事業計画の変更申請についてを上程します。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局
　議案第１１４号農地法第４条許可に係る事業計画の変更申請につきまして、新庄地区１件、議案書に基づきご提案いたします。
　（議案書を朗読し、申請内容を説明）
　ご審議の程どうぞよろしくお願いいたします。

○議長
　ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは新庄地区１番について調査報告をお願いします。

○６番
　議案第１１４号農地法第４条許可に係る事業計画の変更申請について、新庄地区１番。１０月２０日に調査いたしまして、事由は詳細のとおりであります。問題無いと判断しましたので、宜しくお願いいたします。

○議長
　ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

＜質疑なしというものあり＞

○議長
　質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第１１４号農地法第４条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり決することに異議ございませんか。

＜異議なしというものあり＞

○議長
　はい、異議なしと認めます。よって、議案第１１４号農地法第４条許可に係る事業計画の変更申請については、原案のとおり可決決定されました。

○議長
　次に日程第４、議案第１１５号農用地利用集積計画についてを上程します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局
　議案第１１５号農用地利用集積計画について、新庄地区１番から萩野地区３５番までの３６件につきまして、議案書に基づきご提案いたします。
　（議案書を朗読し、計画内容を説明）
　ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長
　はい、ご苦労様でした。それでは、これより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった、賃借権設定３６件について質疑ございませんか。

　　＜質疑なしというものあり＞

○議長
　ないようですので、それではお諮りいたします。議案第１１５号農用地利用集積計画については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

　　＜異議なしというものあり＞

○議長
　ご異議なしと認めます。よって、議案第１１５号農用地利用集積計画については、原案のとおり可決決定されました。

○議長
　次に日程第５、議案第１１６号農用地利用配分計画案に対する意見についてを上程します。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局
　議案第１１６号農用地利用配分計画案に対する意見について、萩野地区１番の１件につきまして、議案書に基づきご提案いたします。
　（議案書を朗読し、計画内容を説明）

ご審議の程よろしくお願いいたします。

○議長
はい、ご苦労様でした。それではこれより質疑に入ります。ただいま事務局より説明のあった、農用地利用配分計画案に対する意見にについて質疑ございませんか。

＜質疑なしというものあり＞

○議長
ないようですので、それではお諮りいたします。議案第１１６号農用地利用配分計画案に対する意見については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜異議なしというものあり＞

○議長
ご異議なしと認めます。よって、議案第１１６号農用地利用配分計画案に対する意見については、原案のとおり可決決定されました。

○議長
次に日程第６、議案第１１７号非農地証明願についてを上程します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局
議案第１１７号非農地証明願について、稲舟地区１４件、八向地区１４件の計２８件を議案書に基づきご提案申し上げます。
（議案書を朗読し、申請内容を説明）
ご審議の程どうぞよろしくお願いいたします。

○議長
ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果についてご報告をお願いします。それでは稲舟地区１番について調査報告をお願いします。

○８番
議案第１１７号非農地証明願について、稲舟１番につきまして、ご報告申し上げます。１０月２０日に確認いたしました。ただいまの事務局の説明の通り、相続時より原野状態であり、現在も原野状態であり、周りも原野であります。問題無いと思いますので、宜しくお願い致します。

○議長
　それでは、稲舟地区２番について調査報告をお願いします。

○８番
　稲舟地区２番につきまして、１０月２０日に確認いたしました。事務局の説明の通り、約１５年前から管理ができなくなり、山林化いたしました。周りも山林であります。問題無いと思いますので、宜しくお願い致します。

○議長
　それでは、稲舟地区３番について調査報告をお願いします。

○５番
　稲舟地区３番につきまして、１０月２０日に調査いたしました。この場所は８月の農地パトロールでも確認しておりますので、事務局の説明通りですので、宜しくお願いします。

○議長
　それでは、稲舟地区４番について調査報告をお願いします。

○８番
　稲舟地区４番につきまして、１０月２０日確認いたしました。事務局の説明の通り、約３０年前に植林し、山林化いたしました。現状周りも山林でございます。問題無いと思いますので、宜しくお願い致します。

○議長
　それでは、次に稲舟地区５番について調査報告をお願いします。

○８番
　稲舟地区５番につきまして、１０月２０日に確認いたしました。事務局の説明の通り、約１５年前に取得した時点で荒廃化状態であり、現在は農地への農機具などの搬出入が困難となり、原野化しております。現状周りも原野状態でございますので、問題無いと思います。宜しくお願い致します。

○議長
　それでは、稲舟地区６番について調査報告をお願いします。

○５番
　稲舟地区６番につきまして、１０月２０日に調査いたしました。この場所は８月に農地パトロールで確認しております。事務局説明通りですので、宜しくお願いします。

○議長
　それでは、稲舟地区７番について調査報告をお願いします。

○８番
　稲舟地区７番につきまして、１０月２０日に確認しました。事務局の説明の通り、約１０年前から農業用水の確保が困難となった事、また農地が遠方である事から原野化しております。周りも原野状態でございますので、問題無いと思います。宜しくお願い致します。

○議長
　それでは、稲舟地区８番について調査報告をお願いします。

○５番
　稲舟地区８番につきまして、１０月１８日に調査いたしました。この農地は山間地であり、農道についても全く管理がされておらず現地に行けない状況ですので、問題無いと判断しました。宜しくお願いします。

○議長
　それでは、稲舟地区９番について調査報告をお願いします。

○５番
　稲舟地区９番につきまして、１０月１８日に調査いたしました。この場所につきましても周囲は原野状態であり、農道も管理されていなくて現地まで行くこともできない状態ですので宜しくお願いします。

○議長
　それでは、稲舟地区１０番について調査報告をお願いします。

○１４番
　１０月１９日調査いたしました。こちらは去年と今年に現地を確認したところ、事務局の説明のとおりでございましたので宜しくお願いいたします。

○議長
　それでは、稲舟地区１１番について調査報告をお願いします。

○１４番
　１０月１８日調査いたしました。こちらの方も去年、今年と現場を確認したところ、事務局の説明のとおりでしたので宜しくお願いします。

○議長
　それでは、次に稲舟地区１２番について調査報告をお願いします。

○１４番
　１０月１８日こちらの方も去年、今年と現場確認しました。事務局の説明のとおりでございますので宜しくお願いいたします。

○議長
　では、稲舟地区１３番について調査報告をお願いします。

○１４番
　１０月１９日こちらの方も調査いたしました。去年、今年と現場確認しております。事務局の説明のとおりでございますので宜しくお願いいたします。

○議長
　次に稲舟地区１４番について調査報告をお願いします。

○１４番
　１０月１８日調査いたしました。こちらの方も去年、今年と現場確認しました。事務局の説明のとおりでございますので宜しくお願いいたします。

○議長
　それでは、次に八向地区１番について調査報告をお願いします。

○１２番
　八向地区１番につきまして、１０月１８日に調査確認いたしました。事務局の説明通りですので宜しくお願いします。

○議長
　それでは、八向地区２番について調査報告をお願いします。

○１２番
　八向地区２番につきまして、１０月１７日に調査確認いたしました。事務局の説明通りですので宜しくお願いします。

○議長
　それでは、八向地区３番について調査報告をお願いします。

○１２番
　八向地区３番につきまして、１０月１７日に調査確認いたしました。事務局の説明通りですので宜しくお願いします。

○議長
　それでは、次に八向地区４番について調査報告をお願いします。

○１２番
　八向地区４番につきまして、１０月１７日に調査確認いたしました。事務局の説明通りですので宜しくお願いします。

○議長
　八向地区５番について調査報告をお願いします。

○１２番
　八向地区５番につきまして、１０月１７日に調査確認いたしました。事務局の説明通りですので宜しくお願いします。

○議長
　それでは、八向地区６番について調査報告をお願いします。

○１２番
　八向地区６番につきまして、１０月１７日に調査確認いたしました。事務局の説明通りですので宜しくお願いします。

○議長
　それでは、八向地区７番について調査報告をお願いします。

○９番
　八向地区７番につきまして、１０月１９日に調査確認いたしました。事務局の説明通りでありますので宜しくお願いします。

○議長
　それでは、八向地区８番について調査報告をお願いします。

○９番
　八向地区８番につきまして、１０月２０日調査確認しました。事務局の説明通りでありますので宜しくお願いします。

○議長
　次に八向地区９番について報告をお願いします。

○９番
　八向地区９番につきまして、１０月１９日調査確認しました。事務局の説明通りでありますので宜しくお願いします。

○議長
　それでは、八向地区１０番について調査報告をお願いします。

○９番
　八向地区１０番につきまして、１０月１９日調査確認しました。事務局の説明通りでありますので宜しくお願いします。

○議長
　次に八向地区１１番について調査報告をお願いします。

○９番
　八向地区１１番につきまして、１０月２０日調査確認しました。事務局の説明通りでありますので宜しくお願いします。

○議長
　次に八向地区１２番について調査報告をお願いします。

○９番
　八向地区１２番につきまして、１０月１９日調査確認しました。事務局の説明通りでありますので宜しくお願いします。

○議長
　次に八向地区１３番について調査報告をお願いします。

○９番
　八向地区１３番につきまして、１０月１９日調査確認しました。事務局の説明通りでありますので宜しくお願いします。

○議長
　最後ですが、八向地区１４番について調査報告をお願いします。

○９番
　八向地区１４番につきまして、１０月２０日調査確認しました。事務局の説明通りでありますので宜しくお願いします。

○議長
　はい、どうもご苦労様でした。それではこれより質疑に入ります。ただいまの調査報告について質疑ございませんか。

＜質疑なしというものあり＞

○議長
　ないようですので、それではお諮りいたします。議案第１１７号非農地証明願については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜異議なしというものあり＞

○議長
　異議なしと認めます。よって、議案第１１７号非農地証明願については、原案のとおり可決決定されました。

○議長
　それでは報告案件に入ります。
　日程第７、報告第８７号農地法第３条の３第１項の規定による届出についてを上程します。事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局
　報告第８７号農地法第３条の３第１項の規定による届出につきまして、新庄地区１番から八向地区１番までの１０件につきまして、議案書に基づきご報告いたします。
（議案書を朗読し、報告内容を説明）

○議長
　はい、ご苦労様でした。ただいま説明のありました報告第８７号農地法第３条の３第１項の規定による届出について、質疑ございませんか。

＜質疑なしというものあり＞

○議長
　質疑なしと認めます。よって、報告第８７号農地法第３条の３第１項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

○議長
　次に日程第８、報告第８８号農地法第１８条第６項の規定による通知についてを上程します。事務局より朗読と説明をお願いいたします。

○事務局
　報告第８８号農地法第１８条第６項の規定による通知につきまして、萩野地区１５件ございます。議案書に基づきご報告いたします。
　（議案書を朗読し、報告内容を説明）

○議長
　はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第８８号農地法第１８条第６項の規定による通知について、質疑ございませんか。

＜質疑なしというものあり＞

○議長
　質疑なしと認めます。よって、報告第８８号農地法第１８条第６項の規定による通知については、原案の通り可決承認されました。

　以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。
　これにて、新庄市農業委員会第２９回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第１８条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

令和元年１０月２５日

新庄市農業委員会

議事録署名委員　　髙橋　敏行

議事録署名委員　　指村　貞芳